



# 中小企業支援ガイド



平成29年4月

下野市産業振興部商工観光課



# 目 次

事業の対象者	事業名	事業の概要	頁
工場等の新設又は増設等を検討している方	工場誘致奨励金	工場等の新設又は増設等への補助制度	1
	工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例	特定工場に対する緑地等面積の緩和に関する制度	4
空き店舗で事業を開始する方、既存店舗のリフォームを検討している方	空き店舗活用事業奨励金	空き店舗を借りて商業等の事業を始める方への補助制度	5
	まちなか商店リフォーム補助金	空き店舗や既存店舗をリフォームする方への補助制度	7
新たに正社員を雇用した事業主の方	雇用奨励金	条件に合った市民を正社員として雇用した事業主への補助制度	11
事業の資金繰りを検討している方	運転資金	商品、原材料の仕入れ、買掛金の支払い、手形の決済等に利用できる融資	13
	設備資金	施設の新增改築及び改装、機械設備及び施設、車両等の設置に利用できる融資	13
	円滑化資金	運転資金、設備資金の借り換えや追加融資に利用できる融資	13
	創業資金	これから事業を始める方、創業後1年未満の方が利用できる融資	17
	女性起業家創業資金	事業主若しくは法人の代表者が女性の場合の創業資金	19
	災害対策資金	下野市が激甚災害法若しくは災害救助法の適用を受けた場合に被災した事業者の事業再建や継続のために利用できる融資	21
	中小企業融資資金保証料補助	下野市の融資制度を利用した方の信用保証料に対する補助制度	—
	中小企業制度金融利子補給	該当する資金を利用した方への利子の一部補助制度	23

# 下野市工場誘致奨励金のご案内

～新たに事業所の設置や事業所の拡張を予定している方へ～

下野市では、市内への工場等の新設又は増設等を奨励促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、経済の発展につなげるため奨励金の交付を行っています。

## 対象者

- ・営利を目的として事業を行う法人又は個人
- ・市内に投下固定資産を有する法人又は個人

## 対象事業所

- ・物品の製造、加工若しくは修理を行う工場等
- ・情報サービス、物流若しくは研究開発を目的として使用する施設
- ・一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬、処理又は処分に係る施設は除く

## 対象地域

- ・下野市地内

## 交付要件

- ・市税の完納
- ・投下固定資産総額 5,000 万円～100 億円:常用雇用者5名以上  
投下固定資産総額 100 億円以上:常用雇用者10名以上
- ・用地取得の場合、3年以内の操業開始

## 交付期間

3年間

## 申込問合せ先

下野市役所産業振興部商工観光課

TEL0285-32-8907

メール:syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp

## 奨励金額の算出

### 奨励金の限度額

投下固定資産総額	指定地域	左記以外の地域
5,000 万円以上 10 億円未満	各年 1,000 万円	各年 500 万円
10 億円以上 100 億円未満	各年 5,000 万円	各年 2,500 万円
100 億円以上	各年 1 億円	各年 5,000 万円

投下固定資産総額とは

地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産(機械器具等の賃貸業を主として営む者との賃貸に係る資産を除く。)取得額の合計  
ただし、交付期間を経過した固定資産は含めない

### 奨励金の交付率

	指定地域	左記以外の地域
指定業種	10/10以内	1/2以内
上記以外の業種	1/2以内	1/3以内

納税した固定資産税・都市計画税に基づき上記の率により奨励金額を算出します

#### 指定地域

- ・準工業地域
- ・工業地域
- ・工業専用地域
- ・既存の工業団地
- ・公的機関による産業団地造成予定又は造成中の区域
- ・工場立地法に基づく工場適地
- ・市長が特に認めた地域

#### 指定業種

日本標準  
産業分類

- 09食品製造業
- 10飲料・たばこ・飼料製造業
- 16化学工業
- 25はん用機械器具製造業
- 26生産用機械器具製造業
- 27業務用機械器具製造業
- 28電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29電気機械器具製造業
- 30情報通信機械器具製造業
- 31輸送用機械器具製造業
- 39情報サービス業
- 40インターネット附随サービス業
- 44道路貨物運送業

## 奨励金を受けるまでの手続き

### 指定申請

- ・下野市工場誘致奨励金指定申請書
- ・事業概要書
- ・事業者の定款又はこれに類するもの
- ・法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- ・土地の位置図並びに建物の配置図及び平面図
- ・売買、賃貸、工事等の契約書の写し
- ・投下固定資産総額(土地、建物及び償却資産に分類した明細書)  
増設の場合は、旧設備と増設部分を区別すること
- ・直近の事業年度の決算書
- ・収支予算書
- ・その他市長が必要と認めた書類

### 認定通知

### 交付申請

当該年度の  
市税完納後

- ・下野市工場誘致奨励金交付申請書
- ・下野市工場誘致奨励金指定決定通知書の写し
- ・市税を完納したことを証明する書類
- ・所得した下固定資産の明細書及び取得価格が証明できる書類
- ・常時雇用する従業員数が証明できる書類
- ・課税状況照会に関する同意書
- ・その他市長が必要と認める書類

### 交付決定

### 交付請求

- ・下野市工場誘致奨励金交付請求書
- ・下野市工場誘致奨励金交付決定通知書の写し

次の場合には届出が必要です。

- ・指定申請の内容に変更が生じたとき
- ・交付申請の内容に変更が生じたとき
- ・事業を休止し、又は廃止したとき
- ・相続、譲渡、合併又はその他の理由により指定事業者の事業を承継したとき

# 下野市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例について

～特定工場の事業所の皆様へ～

下野市では、企業の積極的な設備投資や企業立地を促進し、市内経済の活性化及び安定した雇用の創出を図るため、工場立地法に基づく緑地等面積の緩和の準則条例を制定しました。

## 準則条例に基づく緑地等面積率

区域の区分	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
第1種区域	住居地域・商業地域・用途指定地域外	20%以上	25%以上
第2種区域	準工業地域・工業地域	10%以上	15%以上
第3種区域	工業専用地域	5%以上	10%以上
第4種区域	下坪山工業団地・市長が別に定める区域	10%以上	15%以上

※ 特定工場の敷地が2つ以上の区域にまたがる場合は、敷地割合が最も高い区域に係る規定を敷地全部に適用します。

### 環境施設

緑地のほか、工場や事業所の周辺の地域生活環境の保持に寄与するよう管理されるもの

- ・噴水 ・池 ・運動場等の運動施設 ・広場
- ・教養文化施設 ・太陽光発電施設 など

### 緑地が他の施設と重複する場合の取扱い

屋上緑地や駐車場の緑地化など緑地が他の施設と重なっている場合は、設置が義務付けられている緑地面積率の50%以内に限り、緑地面積として参入することが可能です。

### 注意事項

- ・準則条例に基づく緑地等面積は、守るべき最低限の基準です。
- ・都市計画法などの工場立地法以外の法令で定められた基準は、引き続き守らなければなりません。

# 「空き店舗活用事業奨励金」のご案内

～空き店舗を借りて新たに事業を始めようとしている方へ～

下野市では、本市における事業開始の意欲を高め、市内商業の振興を図るため、空き店舗を借りて商業等の事業を始めた方に奨励金を交付します。

## 対象店舗

・市内全域の空き店舗

## 認定要件

- ・市内において空き店舗を賃借して事業を開始すること
- ・1年以上営業を継続できること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業以外の業務を営むこと
- ・市税を完納していること
- ・公共料金(上下水道料等市に納付すべきもの)を完納していること
- ・市民の生活の安全及び平穩を確保することを阻害するおそれのないこと

## 奨励金について

### 金額

- ・対象物件に係る賃借料の1/2以内(敷金、礼金その他これらに類するものを除く)
- ・上限額:60万円(1年間)

### 交付期間

・事業を開始した日から1年間

### 交付時期

・事業開始後6か月経過後及び1年経過後

## 空き店舗とは

かつて事業の用に供され、その後、移転、閉店等により閉鎖され3月以上事業の用に供されていない店舗

## 申込・問合せ先

下野市役所産業振興部商工観光課 TEL0285-32-8907

メール: [syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp)



## 奨励金を受けるまでの手続き

### 認定申請

事業開始前  
(事業開始後  
2月まで)

- ・空き店舗活用事業奨励金受給資格認定申請書(様式第1号)
- ・空き店舗に係る賃貸借契約書の写し
- ・空き店舗に係る契約金の領収書の写し
- ・空き店舗の位置図
- ・事業開始前の店舗外観及び内観の写真

### 認定書

- ・認定の場合、空き店舗活用事業奨励金受給資格者認定書
- ・不認定の場合、空き店舗活用事業奨励金受給資格者不認定通知書

### 交付申請

事業開始後  
6月及び1年  
経過後

- ・空き店舗活用事業奨励金交付申請書(様式第4号)
- ・空き店舗に係る直近の6月分の家賃の支払いを証明する書類
- ・納税証明書(新規開業に伴い証明書が発行されない場合は、取得できるようになり次第提出すること)
- ・公共料金の納入を確認するための同意書

次の書類は6月経過時のみ

- ・申請日直近の店舗外観及び内観の写真
- ・事業開始届(様式第5号)
- ・個人の場合、個人事業の開業等届出書の写し
- ・法人の場合、法人設立届出書の写し

### 交付決定

- ・空き店舗活用事業奨励金交付決定通知書

### 交付請求

- ・空き店舗活用事業奨励金請求書(様式第7号)
- ・空き店舗活用事業奨励金交付決定通知書の写し

## 交付決定の取消し

次のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消すことがあります。

- ・奨励金の認定要件を満たさなくなったとき
- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

### 注意事項

奨励金の交付決定を取り消した場合において、すでに奨励金が交付されている場合は、その全部又は一部を返還してもらう場合があります。

# お店のリフォームを検討している方へ

～下野市まちなか商店リフォーム補助金のご案内～

下野市では、まちなかのにぎわいを再生し、地域経済の活性化を図るため、店舗を営む方又は空き店舗を利用して営業を開始しようとしている方がお店の機能を維持し、又は向上させるための改装又は改修若しくは改装に附随する設備の設置に補助金を交付します。

## 対象店舗

- ・小金井駅、自治医大駅、石橋駅から概ね1.5km以内の下野市内に所在する店舗であること
- ・店舗面積が1,000㎡以下であること

## 対象者

- ・指定事業を営む個人又は登記簿上の本店の所在地が市内にある法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業以外の業務を営む者
- ・市税及び公共料金(上下水道料等市に納付すべきもの)を完納している者
- ・市民の生活の安全及び平穩を確保することを阻害するおそれのない者
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない者

## 対象事業 (条件)

- ・工事完了後3カ月以内に営業を開始すること
- ・営業開始後、継続して1年以上店舗を活用し営業を継続すること
- ・対象者が自ら工事関連資材を購入し、施工する改装等でないこと
- ・改装等に要する経費が20万円(消費税等除く)以上であること
- ・新規出店者の場合、市内で営業している店舗を閉鎖し若しくは出店後閉鎖する予定でないこと
- ・単に設備等の修繕をするものでないこと

## 補助率及び限度額

項目	空き店舗開業者	既存店舗営業者
補助率	1/2	1/3
補助限度額	100万円	50万円

※国、県、その他の団体から補助金等が交付される場合には、当該補助金等を除いた金額を補助対象経費とします。

## 空き店舗とは

かつて事業の用に供され、その後、移転、閉店等により閉鎖され3月以上事業の用に供されていない店舗

## 改装等とは

改装：店舗に利用する建物の外装工事及び内装工事

改修：店舗に利用する建物の躯体構造物等の維持、修繕及び改築に係る工事

設備：店舗に利用する建物と一体として取り付けられる機器類

## 指定事業

日本標準

産業分類

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 39 情報サービス業        | 40 インターネット付随サービス業      |
| 56 各種商品小売業        | 57 織物・衣服・身の回り品小売業      |
| 58 飲食料品小売業        | 59 機械器具小売業             |
| 60 その他の小売業        | 70 物品賃貸業               |
| 71 学術・開発研究機関      | 72 専門サービス業(他に分類されないもの) |
| 73 広告業            | 74 技術サービス業(他に分類されないもの) |
| 75 宿泊業            | 76 飲食店                 |
| 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | 78 洗濯・理容・美容・浴場業        |
| 79 その他生活関連サービス業   | 81 学校教育                |
| 82 その他の教育、学習支援業   | 83 医療業                 |
| 84 保健衛生           | 85 社会保険・社会福祉・介護事業      |
| 91 職業紹介・労働者派遣業    | 92 その他の事業サービス業         |
| 95 その他のサービス業      |                        |

## 補助金を受けるまでの手続き

### 認定申請

着工前までに  
申請すること

- ・下野市まちなか商店リフォーム補助金受給資格認定申請書(様式第1号)
- ・法人の場合、履歴事項全部証明書(3月以内に発行されたもの)
- ・個人の場合、確定申告書の写し
- ・店舗を賃借している場合、店舗の改装等に係る所有者の同意書
- ・店舗を賃借している場合、賃貸契約書の写し
- ・申請時の店舗の構造が分かる図面
- ・店舗の位置がわかる書類
- ・店舗の改装等を行う前の店舗の内部及び外観が分かる写真
- ・店舗の改装等に係る見積書等の写し
- ・店舗の改装等の内容がわかる書類
- ・その他市長が必要と認めるもの

### 認定書

- ・認定の場合、下野市まちなか商店リフォーム補助金受給資格者認定書
- ・不認定の場合、下野市まちなか商店リフォーム補助金受給資格者不認定通知書

### 交付申請

改装等が終了  
し営業開始後

- ・下野市まちなか商店リフォーム補助金交付申請書(様式第4号)
- ・改装等に要した経費を証する領収書
- ・改装等に係る契約書等の写し
- ・工事施工の記録写真
- ・営業状況の分かる写真等
- ・納税証明書
- ・公共料金の納入状況を確認するための同意書
- ・その他市長が必要と認めるもの

### 交付決定

- ・下野市まちなか商店リフォーム補助金交付決定通知書

### 交付請求

- ・下野市まちなか商店リフォーム補助金交付請求書(様式第6号)
- ・下野市まちなか商店リフォーム補助金交付決定通知書の写し

## 財産の処分等の制限

本補助金の対象として行った、店舗等の改装等によって取得し、又は効用の増加した財産について、事業終了後5年間については、補助金の交付の目的以外のことを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

やむを得ない理由により、財産の処分等を行おうとする場合は、事前に「下野市まちなか商店リフォーム補助金に係る取得財産等処分等承認申請書(様式第7号)」を提出し、市長の承認を得なければなりません。

## 交付決定の取消し

次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ・補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき
- ・補助金を他の用途に使用したとき
- ・その他補助を行うことが不適と認めるとき

## 申込・問合せ先

下野市役所産業振興部商工観光課 TEL0285-32-8907

メール:syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp

# 「下野市雇用奨励金」のご案内

～新たに市民を正社員として雇用した事業主の方へ～

下野市では、雇用の機会の増大と雇用の安定を図るため、市内に住所のある方を市内に所在する事業所で雇用した事業主の方に雇用奨励金を交付しています。

## 対象労働者

- ・市内に住所を有する方
- ・60歳未満の方
- ・次のいずれかに該当する方
  - ① 公共職業安定所の紹介による離職者
  - ② 公共職業安定所の紹介による学校(大学、大学院、短大、専修学校、高校、中学校を含む)を卒業後1年以上正規雇用された経験がない方
  - ③ 派遣労働者であった方で、当該派遣先の事業所において雇い入れられた方
  - ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、かつ、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する方、又は療育手帳の交付を受けている方

## 受給対象者

- ・市内に事業所を有する事業主
- ・雇用保険適用の事業主
- ・1週間当たりの所定労働時間が、既に雇用している被雇用者の1週間当たりの所定労働時間と同程度である対象労働者を常用雇用者(パートタイムの労働者を除く)として期間を定めず、6月以上常用雇用している事業主
- ・対象労働者に対する、雇用保険、健康保険及び厚生年金に加入している事業主
- ・対象労働者の雇用を開始した日の前日から起算して6月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主
- ・市税及び国民健康保険税に滞納がない事業主

## 奨励金について

### 奨励金の額

- ・該当する対象労働者1人につき20万円
- ・各年度における1事業所の交付限度額100万円

### 申請時期

- ・対象労働者の雇用を開始した日から起算して6月を経過する日から6月以内

## 申込問合せ先

下野市役所産業振興部商工観光課

TEL0285-32-8907

メール: syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp

## 奨励金を受けるまでの手続き

### 交付申請

#### 共通書類

- ・下野市雇用奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・雇用奨励金交付要件確認書(様式第4号)
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・市税等の納税証明書
- ・雇用通知書又は雇用契約書の写し
- ・対象労働者の住民票の写し

#### 公共職業安定所の紹介による離職者の書類

- ・退職証明書の写し又は雇用保険被保険者離職証明書の写し
- ・公共職業安定所が発行した紹介状の写し

#### 学校卒業後1年以上正規雇用された経験のない方の書類

- ・卒業証明書の写し又は卒業証書の写し
- ・公共職業安定所が発行した紹介状の写し

#### 派遣労働者の書類

- ・労働者派遣契約書の写し
- ・労働条件通知書の写し又は就業条件明示書の写し
- ・派遣元管理台帳の写し
- ・派遣先管理台帳の写し
- ・派遣終了日前の日付の内定書の写し又は雇用申出書の写し
- ・派遣先からの雇い入れ書の写し又は雇用契約書の写し

#### 障がい者等の書類

- ・身体障害者手帳の写し又は療育手帳の写し

### 交付決定

- ・下野市雇用奨励金交付決定通知書

### 交付請求

- ・下野市雇用奨励金交付請求書(様式第3号)
- ・下野市雇用奨励金交付決定通知書の写し

# 下野市「中小企業融資制度」のご案内

～新たな資金調達等を考えている中小企業の皆様へ～

下野市では、市内の中小企業者の資金調達を容易にし、中小企業の振興に寄与するため、市内金融機関と連携した融資を行っています。

## 融資の種類

### 運転資金

商品、原材料の仕入れ、買掛金の支払い、手形の決済等に利用できます

### 設備資金

店舗、陳列ケース等営業用施設の新増改築及び改装又は生産加工、修理検査等に使用する機械設備及び施設、車両等の設置に利用できます  
※車両について、事務用、業務用とみられない場合は1台につき300万円を上限とします  
(例 営業活動等に使用する乗用車、現場巡視等に使用するRV車 等)

### 円滑化資金

運転資金、設備資金の借換資金として利用できます  
運転資金、設備資金の追加資金として利用できます

## 融資を受けられる資格

- ・市内に事業所を有する中小企業者及び個人で、引き続き1年以上現在の事業を営んでいること
- ・市税を完納していること
- ・経営が健全で返済能力が確実であると認められること
- ・栃木県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

		運転資金	設備資金
法人	市内本社 市内営業所	○	○
	市外本社 市内営業所	○	○
	市内本社 市外営業所	○	×
個人	市内居住 市内営業所	○	○
	市外居住 市内営業所	○	○
	市内居住 市外営業所	○	×



## 融資の条件(運転・設備資金)

### 貸付利率

1年以内:1.2%以内(運転資金のみ)  
3年以内:1.4%以内                      5年以内:1.6%以内  
7年以内:1.8%以内                      10年以内:2.1%以内

### 融資限度額

運転資金:1,000万円                      設備資金:2,000万円

### 融資期間

10年以内

### 償還方法

一括又は月割償還    据置期間6カ月以内    繰り上げ償還も可能

### 信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が全額補助)

### その他

償還期間中に据置期間を含む

## 融資の条件(円滑化資金)

### 貸付利率

3年以内:1.4%以内                      5年以内:1.6%以内  
7年以内:1.8%以内                      10年以内:2.1%以内

### 融資限度額

1,000万円

### 融資期間

10年以内

### 償還方法

月割償還    据置期間6カ月以内    繰り上げ償還も可能

### 信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が半額補助)

### その他

- ・借換の場合、借換元に延滞がないこと
- ・借換の場合、借換を行う金融機関と既往借入金の融資を行った金融機関は同一であること

## 円滑化資金の借換・追加融資の例

### 既存融資

運転資金

600万

円滑化資金

300万

### 追加融資

追加融資

500万

### 融資方法

運転資金

600万

400万  
追加

円滑化資金

300万

100万

追加融資を運転資金400万円、円滑化資金100万円として借入  
追加融資が運転資金の場合、円滑化資金を400万円に1本化可能

運転資金

500万  
追加

円滑化資金

300万

600万  
借換

運転資金を円滑化資金に借換、追加融資を運転資金として借入  
円滑化資金を900万円に1本化可能

運転資金

600万

円滑化資金

300万

500万  
追加

追加融資を円滑化資金として借入

新規融資が運転資金の場合、円滑化資金を800万円に1本化可能

運転資金

400万  
追加

円滑化資金

300万

600万  
借換

100万

運転資金を円滑化資金に借換、追加融資を運転資金400万円、円滑化資金100万円として借入

新規融資が運転資金の場合、円滑化資金を1,000万円に1本化可能

## 申し込みに必要な書類

### 共通書類

運転資金  
設備資金  
円滑化資金

- ・融資幹旋依頼書
- ・融資依頼書
- ・信用保証依頼書等一式の写し
- ・法人の場合、直近2期分の決算書(財務4表)
- ・個人の場合、直近2期分の確定申告書の写し
- ・納税証明書の写し
- ・委任状
- ・その他市長が必要と認める書類

### 設備資金

円滑化資金の  
設備資金を含む

- ・設備等設置に関する見積書の写し
- ・カタログ
- ・設計図又は見取図

### 円滑化資金

- ・保証料補助に関する確認書
- ・借換の場合、既往借り入れ分の貸出残高証明書及び借換計画書

## 受付及び担保

- ・申込受付: 随時(各取扱金融機関)
- ・担保及び連帯保証人: 取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の定めるところによる

### 取扱金融機関

- (株) 足利銀行
  - ・小金井支店 TEL44-1311
  - ・南河内支店 TEL44-4111
  - ・石橋支店 TEL53-1236
- (株) 栃木銀行
  - ・小金井支店 TEL44-8488
  - ・石橋支店 TEL53-1330
- 足利小山信用金庫
  - ・小金井支店 TEL44-5522
  - ・石橋支店 TEL53-1150

### 問い合わせ先

- 下野市商工観光課  
TEL32-8907
- 下野市商工会
  - ・本所 TEL44-0202
  - ・南河内支所 TEL48-0059
- 石橋商工会  
TEL53-0463

# 「創業資金」のご案内

～新たに事業を始める方、事業を始めて1年未満の方へ～

下野市では、市内でこれから事業を始めようとする方、または創業して1年未満の中小企業の方を対象に創業と健全な事業経営を支援するための融資制度をご用意していますので、有効にご活用ください。

## 融資を受けられる資格

- ・市税を完納していること
- ・返済能力が確実であると認められること
- ・栃木県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ・市民又は市内に事業所を設置する予定若しくは設置している方
- ・次のいずれかに該当する方
  - ① 同一の業種に5年以上の勤務経験があり、これから営もうとする事業が、その業種における技術又は経験に関連している方
  - ② 法律に定める資格を有し、これから営もうとする事業がその資格に関連している方
  - ③ 新たに事業を開始してから1年未満の方
  - ④ 有効期限内の下野市の認定特定創業支援証明書を取得し、新たに事業を始める方

## 融資の条件

### 貸付利率

3年以内:1.4%以内      5年以内:1.6%以内  
7年以内:1.8%以内  
有効期限内の下野市の認定特定創業支援証明書取得者は0.1%減

### 融資限度額

500万円

### 融資期間

7年以内

### 償還方法

月割償還    据置期間6カ月以内    繰り上げ償還も可能

### 信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が全額補助)

### その他

償還期間中に据置期間を含む

## 申し込みに必要な書類

### 共通書類

- ・融資斡旋依頼書
- ・融資依頼書
- ・信用保証依頼書等一式の写し
- ・納税証明書の写し
- ・位置図
- ・創業計画書
- ・融資審査票
- ・委任状
- ・事業開始にあたり許認可が必要な場合は、必要な許可証の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

### 設備資金として 利用する場合

- ・設備等設置に関する見積書の写し
- ・カタログ
- ・設計図又は見取図

### 5年以上の経験で 申請する場合

- ・同一の業種に5年以上勤務したことを証明する書類

### 有する資格で 申請する場合

- ・資格を有する証書の写し

### 事業開始1年未満で 申請する場合

- ・個人の場合、個人事業の開業等届出書の写し
- ・法人の場合、法人設立届出書の写し

### 認定特定創業支援 証明書で申請する場合

- ・有効期限内の下野市の認定特定創業支援証明書の写し

## 受付及び担保

- ・申込受付: 随時(各取扱金融機関)
- ・担保及び連帯保証人: 取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の定めるところによる

## 取扱金融機関

- (株) 足利銀行
  - ・小金井支店 TEL44-1311
  - ・南河内支店 TEL44-4111
  - ・石橋支店 TEL53-1236
- (株) 栃木銀行
  - ・小金井支店 TEL44-8488
  - ・石橋支店 TEL53-1330
- 足利小山信用金庫
  - ・小金井支店 TEL44-5522
  - ・石橋支店 TEL53-1150

## 問い合わせ先

- 下野市商工観光課  
TEL32-8907
- 下野市商工会
  - ・本 所 TEL44-0202
  - ・南河内支所 TEL48-0059
- 石橋商工会  
TEL53-0463

# 「女性起業家創業資金」のご案内

～新たに事業を始める女性の方、事業を始めて1年未満の女性の方へ～

下野市では、男女共同参画社会の実現のため、また、女性の社会進出や新たな挑戦支援のため、市内でこれから事業を始めようとする女性、又は創業して1年未満の中小企業の女性を対象に融資制度をご用意していますのでご活用ください。

## 融資を受けられる資格

- ・女性又は法人の代表者が女性であること
- ・市税を完納していること
- ・返済能力が確実であると認められること
- ・栃木県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ・市民又は市内に事業所を設置する予定若しくは設置している方
- ・次のいずれかに該当する方
  - ① 同一の業種に5年以上の勤務経験があり、これから営もうとする事業が、その業種における技術又は経験に関連している方
  - ② 法律に定める資格を有し、これから営もうとする事業がその資格に関連している方
  - ③ 市内に事業所を有し、新たに事業を開始してから1年未満の方
  - ④ 有効期限内の下野市の認定特定創業支援証明書を取得した方

## 融資の条件

### 貸付利率

3年以内:1.2%以内                      5年以内:1.4%以内  
7年以内:1.6%以内  
有効期限内の下野市の認定特定創業支援証明書取得者は0.1%減

### 融資限度額

500万円

### 融資期間

7年以内

### 償還方法

月割償還    据置期間6カ月以内    繰り上げ償還も可能

### 信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が全額補助)

### その他

償還期間中に据置期間を含む

## 申し込みに必要な書類

### 共通書類

- ・融資斡旋依頼書
- ・融資依頼書
- ・信用保証依頼書等一式の写し
- ・納税証明書の写し
- ・位置図
- ・創業計画書
- ・融資審査票
- ・委任状
- ・個人又は法人の代表者が女性であることを証明する書類
- ・事業開始にあたり許認可が必要な場合は、必要な許可証の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

### 設備資金として 利用する場合

- ・設備等設置に関する見積書の写し
- ・カタログ
- ・設計図又は見取図

### 5年以上の経験で 申請する場合

- ・同一の業種に5年以上勤務したことを証明する書類

### 有する資格で 申請する場合

- ・資格を有する証書の写し

### 事業開始1年未満で 申請する場合

- ・個人の場合、個人事業の開業等届出書の写し
- ・法人の場合、法人設立届出書の写し及び商業登記簿謄本

### 認定特定創業支援 証明書で認制する場合

- ・有効期限内の下野市の認定特定創業支援証明書の写し

## 受付及び担保

- ・申込受付:随時(各取扱金融機関)
- ・担保及び連帯保証人:取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の定めるところによる

## 取扱金融機関

- (株) 足利銀行
  - ・小金井支店 TEL44-1311
  - ・南河内支店 TEL44-4111
  - ・石橋支店 TEL53-1236
- (株) 栃木銀行
  - ・小金井支店 TEL44-8488
  - ・石橋支店 TEL53-1330
- 足利小山信用金庫
  - ・小金井支店 TEL44-5522
  - ・石橋支店 TEL53-1150

## 問い合わせ先

- 下野市商工観光課  
TEL32-8907
- 下野市商工会
  - ・本 所 TEL44-0202
  - ・南河内支所 TEL48-0059
- 石橋商工会  
TEL53-0463

# 「災害対策資金」のご案内

～被災された事業者の方へ～

下野市では、被災された事業者の事業再建や継続のために必要な資金を円滑に調達できるよう融資制度をご用意していますので有効にご活用ください。

## 対象となる災害

- ・下野市が激甚災害法若しくは災害救助法の適用を受けた災害
- ・上記災害と同程度と市長が認めた災害

## 融資を受けられる資格

- ・過去1年以内に災害による被害を受けた中小企業者
- ・事業用の資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていると認められること
- ・市内に事業所を有し、引き続き1年以上継続して事業を行っていること
- ・市税を完納していること

## 融資の条件

### 貸付利率

3年以内:1.2%以内	5年以内:1.4%以内
7年以内:1.6%以内	10年以内:1.9%以内

### 融資限度額

2,000万円

### 融資期間

10年以内

### 償還方法

月割償還 据置期間1年以内 繰り上げ償還も可能

### 信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が全額補助)

### その他

償還期間中に据置期間を含む



## 申し込みに必要な書類

### 共通書類

- ・融資幹旋依頼書
- ・融資依頼書
- ・信用保証依頼書等一式の写し
- ・法人の場合、直近2期分の決算書(財務4表)
- ・個人の場合、直近2期分の確定申告書の写し
- ・納税証明書の写し
- ・り災証明書(下野市発行のもの)
- ・委任状
- ・その他市長が必要と認める書類

### 設備資金として 利用する場合

- ・設備等設置に関する見積書の写し
- ・カタログ
- ・設計図又は見取図

## 受付及び担保

- ・申込受付: 随時(各取扱金融機関)
- ・担保及び連帯保証人: 取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の定めるところによる

## 取扱金融機関

- (株) 足利銀行
  - ・小金井支店 TEL44-1311
  - ・南河内支店 TEL44-4111
  - ・石橋支店 TEL53-1236
- (株) 栃木銀行
  - ・小金井支店 TEL44-8488
  - ・石橋支店 TEL53-1330
- 足利小山信用金庫
  - ・小金井支店 TEL44-5522
  - ・石橋支店 TEL53-1150

## 問い合わせ先

- 下野市商工観光課  
TEL32-8907
- 下野市商工会
  - ・本 所 TEL44-0202
  - ・南河内支所 TEL48-0059
- 石橋商工会  
TEL53-0463

## 「下野市中小企業制度金融利子補給制度」のご案内

下野市では、市内中小企業の近代化推進並びに商工振興のために、指定した資金を借り入れた中小企業に利子の一部を補給しています。

### 対象資金

- ・栃木県中小企業設備資金融資要綱第5条による設備資金
- ・株式会社日本政策金融公庫法別表第1条第1号及び第3号から第7号までに規定する資金

### 受給対象者

- ・市内に事業所を有する商工会の会員で商工会の指導を得て借り入れる方
- ・市税を完納している方

### 借入先

- 栃木県中小企業設備資金
  - ・足利銀行 小金井支店、南河内支店、石橋支店
  - ・栃木銀行 小金井支店、石橋支店
  - ・足利小山信用金庫 小金井支店、石橋支店
- 株式会社日本政策金融公庫法に規定する設備資金
  - ・株式会社日本政策金融公庫 宇都宮支店

## 利子補給について

### 利子補給の額

- ・借入期間が1年以上の融資
- ・融資総額50万円から300万円の範囲内における2%以内の利子分
- ・利子補給期間は1年間

### 支給の時期

- ・1年経過した借入金について、7月または1月に支給
- ・申請手続きは商工会を経由して提出

## 申込問合せ先

下野市役所産業振興部商工観光課

TEL0285-32-8907

メール: [syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp)